

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
1 避難所及び応急仮設住宅の供与	1 避難所及び応急仮設住宅の供与
（1） 避難所	（1） 避難所
イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、適当な建物を得難いときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置することその他の適切な方法により実施するものとする。	イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により実施するものとする。
ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり370円以内とする。	ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり360円以内とする。
エ 福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。	エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。
（2） 応急仮設住宅	（2） 応急仮設住宅
ア 建設型応急住宅	ア 建設型応急住宅
（イ） 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,259,000円以内とする。	（イ） 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内とする。
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
（1） 炊き出しその他による食品の給与	（1） 炊き出しその他による食品の給与

改正後							改正前						
ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,480円</u> 以内とする。							ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,390円</u> 以内とする。						
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与							3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与						
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出することができる費用は、季別及び世帯区分により次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。							(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出することができる費用は、季別及び世帯区分により次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。						
ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯							ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯						
世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
季別							季別						
夏季 (4月1日から9月30日まで)	<u>20,900円</u>	<u>26,900円</u>	<u>39,900円</u>	<u>47,600円</u>	<u>60,300円</u>	<u>8,800円</u>	夏季 (4月1日から9月30日まで)	<u>20,300円</u>	<u>26,100円</u>	<u>38,700円</u>	<u>46,200円</u>	<u>58,500円</u>	<u>8,500円</u>
冬季 (10月1日から3月31日まで)	<u>34,700円</u>	<u>44,800円</u>	<u>62,500円</u>	<u>73,100円</u>	<u>92,100円</u>	<u>12,700円</u>	冬季 (10月1日から3月31日まで)	<u>33,700円</u>	<u>43,500円</u>	<u>60,600円</u>	<u>70,900円</u>	<u>89,300円</u>	<u>12,300円</u>
イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯							イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯						
世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
季別							季別						
夏季	<u>6,900円</u>	<u>9,200円</u>	<u>13,800円</u>	<u>16,800円</u>	<u>21,100円</u>	<u>3,000円</u>	夏季	<u>6,700円</u>	<u>8,900円</u>	<u>13,400円</u>	<u>16,300円</u>	<u>20,500円</u>	<u>2,900円</u>

改正後								改正前							
(4月1日 から9月30 日まで)			円	円	円			(4月1日 から9月30 日まで)			円	円	円		
冬季 (10月1日 から3月31 日まで)	11,000 円	14,400 円	20,500 円	24,300 円	30,700 円	4,000円		冬季 (10月1日 から3月31 日まで)	10,700 円	14,000 円	19,900 円	23,600 円	29,800 円	3,900円	
6 福祉サービスの提供															
(1) 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（(3)において「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。															
(2) 福祉サービスの提供は、法第3条に規定する都道府県知事等又は法第11条に規定する災害発生市町村等の長からの要請を受けて行うものとする。															
(3) 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うものとする。															
ア 災害時要配慮者に関する情報の把握															
イ 災害時要配慮者からの相談対応															
ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援															
エ 災害時要配慮者の避難所への誘導															
オ 福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）															
(4) 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号アからエまでの場合は、消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号オの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。															
(5) 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。															

改正後	改正前
<u>7</u> 被災した住宅の応急修理 (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり<u>56,400円</u>以内とする。 (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 (ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>757,000円</u> (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>367,000円</u>	<u>6</u> 被災した住宅の応急修理 (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり<u>53,900円</u>以内とする。 (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 (ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>739,000円</u> (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>358,000円</u>
<u>8</u> 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去 (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が<u>148,600円</u>以内とする。	<u>7</u> 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去 (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が<u>143,900円</u>以内とする。
<u>9</u> 生業に必要な資金の貸与	<u>8</u> 生業に必要な資金の貸与
<u>10</u> 学用品の給与 (3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。 イ 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり <u>5,800円</u> 中学校生徒 1人当たり <u>6,100円</u> 高等学校等生徒 1人当たり <u>6,600円</u>	<u>9</u> 学用品の給与 (3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。 イ 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり <u>5,500円</u> 中学校生徒 1人当たり <u>5,800円</u> 高等学校等生徒 1人当たり <u>6,300円</u>
<u>11</u> 死体の搜索	<u>10</u> 死体の搜索
<u>12</u> 死体の処理	<u>11</u> 死体の処理

改正後	改正前
(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり <u>3,800円</u> イ 死体を一時保存する場合 当該施設の借上げ費について通常の実費 (イ) 既存建物を利用することができないとき。 1体当たり <u>6,100円</u>	(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり <u>3,700円</u> イ 死体を一時保存する場合 当該施設の借上げ費について通常の実費 (イ) 既存建物を利用することができないとき。 1体当たり <u>5,900円</u>
<u>13</u> 埋葬 (3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人<u>239,400円</u>以内、小人<u>191,500円</u>以内とする。	<u>12</u> 埋葬 (3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人<u>232,200円</u>以内、小人<u>185,700円</u>以内とする。
<u>14</u> 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費 (1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。 エ <u>福祉サービスの提供</u> オ <u>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</u> カ 死体の搜索 キ 死体の処理 ク 救済用物資の整理配分	<u>13</u> 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費 (1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。 エ <u>飲料水の供給</u> オ 死体の搜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分
別表第2（第12条関係） 法第7条第5項の規定による実費弁償の限度	別表第2（第12条関係） 法第7条第5項の規定による実費弁償の限度
1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者に対する実費弁償のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>24,700円</u> イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり <u>15,800円</u> ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり <u>16,300円</u>	1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者に対する実費弁償のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>23,800円</u> イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり <u>15,300円</u> ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり <u>15,700円</u>

改正後	改正前
エ 救急救命士 1人1日当たり <u>15,600円</u> オ <u>保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師及び相談支援専門員</u> 1人1日当たり <u>16,700円</u> カ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>16,400円</u> キ 大工 1人1日当たり <u>29,000円</u> ク 左官 1人1日当たり <u>27,000円</u> ケ とび職 1人1日当たり <u>29,000円</u> (2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)の<u>アからケ</u>までに定める日当の額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 (3) 旅費 職種ごとに(1)の<u>アからケ</u>までに定める日当の額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）の規定の例により定める額以内とする。	エ 救急救命士 1人1日当たり <u>15,000円</u> オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>15,800円</u> カ 大工 1人1日当たり <u>28,300円</u> キ 左官 1人1日当たり <u>26,400円</u> ク とび職 1人1日当たり <u>27,000円</u> (2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)の<u>アからク</u>までに定める日当の額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 (3) 旅費 職種ごとに(1)の<u>アからク</u>までに定める日当の額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）の規定の例により定める額以内とする。